

令和7年度京都府職員(任期付職員)募集要項

令和7年5月20日 京 都 府

1 選考職種・採用予定人員・任用期間・職務内容・勤務先

別表「令和7年度京都府職員(任期付職員)選考一覧表」(以下「別表」といいます。)のとおりとします。

2 受 験 資 格

別表に掲げるとおりです。ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない方
- 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・京都府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考方法、日時及び場所

区	分	方	法	内	容		日	時	及	び	場	所
第一	一次	書面說	選考	提出された書面に基 知識、経験の内容など	らづき、適性、専門的 について審査します。	随時						
第二	二次	面	接	主として、人物・ななどについて審査しま	・務員としての適格性す。	第一絡	次追	選考0) 合	— 各者 (こ対	し別途連

4 合格通知

- (1) 第一次選考の結果については、随時、合否にかかわらず全員に郵送で通知します。
- (2) 最終選考の結果については、第二次選考実施後2週間以内を目途に、合否にかかわらず全員に郵送で通知します。

5 給 与

初任給は、経験等に応じて、決定されます。

採用時職位の格付けは実務経験に応じて、主事・技師級~課長補佐級での格付けとなります。

(参考)次の初任給は令和7年4月1日の実績(大卒勤務の場合)

採用時年齢	実務経験	採用時職位	給 料 月 額 (地域手当を含む)					
	大 纳 胜 恢	水角时城世	京都市	※ 1	※ 2	※ 3		
	行政機関17年	課長補佐級	354,700 円	341,800円	338,500円	334,600 円		
3 9 歳		係長級	332,400 円	320, 300 円	317, 200 円	313,600円		
		主事・技師級	284,900 円	274, 500 円	271,900円	268,800円		
	行政機関22年	課長補佐級	390,800円	376, 500 円	373,000円	368,700円		
4 4 歳		係長級	360, 200 円	347,000円	343,700円	339,800円		
		主事・技師級	285,900円	275, 500 円	272,900円	269,700円		
	行政機関27年	課長補佐級	412, 200 円	397, 100 円	393, 300 円	388,800円		
4 9 歳		係長級	377, 100 円	363, 300 円	359,800円	355,700円		
		主事・技師級	285,900円	275,500円	272,900円	269,700円		

^{※1}京田辺市 ※2木津川市 ※3福知山市、綾部市、宮津市、南丹市

そのほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当 (いわゆるボーナス)等が要件に応じて支給されます。

6 応募手続及び申込受付期間等

京都府のホームページに試験実施要項及び提出でいますので、次の各提出書類の様式をダウンド	出書類の様式を掲載し
紙に黒色で印刷し、必要事項を記入の上、提出し <ホームページアドレス> https://www.pref.kyoto.jp/shokuinboshu/news	してください。
申	
申 込 方 法 郵送で提出する場合は、封筒の表に「任期付」 きし、必ず簡易書留にしてください。	職員採用選考」と <u>朱書</u>
なお、提出書類は一切返却いたしません。 込	
② 受験資格に掲げる資格・免許を証する書類 ③ 職務経歴書	(写)
④ 志望動機及び採用後の抱負について (1,000 字以内・A 4 横書きで作成のこと。	様式任意。)
申 込 先 別表に掲げる担当課に提出してください。	
令和7年5月20日(火)~令和7年12月1 続 午前8時30分~午後5時15分(土曜日、日日 く休日を除く。)	
受付期間 郵送の場合は、締切日(12月15日)までは 受け付けます。	<u>に到着したものに限り</u>
※ ただし、応募者に対し随時選考を行うこと 定数に達した場合は締切日を待たずに受付を終	, , ,
र्च ,	

7 応募についての問合せ先

別表に掲げる担当課又は人事課に問い合わせてください。 京都府人事課 [電話(075)414-4136(直通)]

○選考結果の開示について

この選考結果の開示については、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年3月28日京都府規則第14号)第24条第1項の規定により、下記の期間に限り口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、直接、京都府人事課(京都府庁1号館2階)に請求してください。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第一次	第一次選考の不合格者	総合ランク	それぞれの合格発表の日から起算して1箇月 (土曜日、日曜日及び祝日法に基づく休日を除く
第二次	第二次選考の受験者全員		午前8時30分(開示期間の初日は午後4時)から午後5時15分まで)